

お知らせ

令和2年3月

お客さま各位

利根郡信用金庫

預金・積金等規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和2年4月からの「民法の一部を改正する法律」（改正債権法）の施行に伴い、預金・積金等規定を下記のとおり改定いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

当金庫におきましては、今後も常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持及び向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象規定（改定日：令和2年4月1日）

①普通預金規定（無利息型普通預金を含む）	⑮財形期日指定定期預金規定
②総合口座取引規定	⑯財形年金預金規定
③貯蓄預金規定	⑰財形住宅預金規定
④納税準備預金規定	⑱財産形成積立定期預金、財形期日指定定期預金、財形年金預金、財形住宅預金共通規定
⑤通知預金規定	⑲当座勘定規定（一般用）
⑥普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定	⑳当座勘定規定（専用約束手形口用）
⑦期日指定定期預金規定	㉑キャッシュカード規定
⑧自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	㉒デビットカード規定
⑨自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	㉓Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
⑩変動金利定期預金規定	㉔振込規定
⑪懸賞付自動継続定期預金規定	㉕しんきん個人インターネットバンキング利用規定
⑫期日指定定期預金、自由金利型定期預金、変動金利定期預金共通規定	㉖ワンタイムパスワードサービス利用追加規定
⑬定期積金規定	㉗しんきん法人インターネットバンキング利用規定
⑭財産形成積立定期預金規定	

2. 主な改定事項

主な改定事項は以下のとおりです（各規定により改定内容は異なります）。

- ①規定の取引における契約の成立の追加
- ②改正債権法に伴う追加
- ③相続法改正に伴う追加
- ④預金者の補助人・保佐人・後見人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化
- ⑤定期性預金について、期日前解約の取扱いの明確化
- ⑥各規定変更時の周知方法等の追加

以上